

〒530-0047

大阪市北区西天満4丁目7番3号 冠山ビル3階  
林弘法律事務所 弁護士山中理司 様

平素は、本市保健衛生行政にご理解、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

先日情報提供依頼のありました、大阪市内で閉鎖した医療機関のカルテの保管者をどのような方法で把握しているかが分かる文書につきましては、そもそも大阪市保健所では閉鎖した医療機関がカルテをどのように保管しているかについては把握しておりませんので、当該文書につきましては存在しておりません。

なお、以前閉院済みクリニックのカルテ保管先に関する相談メールが寄せられた際に、回答した文書につきまして、別添のとおり情報提供させていただきます。

今後とも、本市保健衛生行政に一層のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(別添)

閉院済み精神科クリニックのカルテ保管先に関するご相談

突然のご連絡失礼いたします。

私はかつて精神科クリニックに通院しておりました。

このたび、障害年金の申請を検討しており、初診日の証明として「受診状況等証明書」が必要となっております。

しかし、現在は閉院しており、カルテの保管先・証明書発行の依頼先が不明な状況です。

つきましては、カルテの保管先や照会先など、どの窓口にお問い合わせるべきかご教示いただけますでしょうか。

お忙しいところ恐縮ではございますが、何卒よろしくお願い申し上げます。

お問い合わせ者 様

こちらは、大阪市保健所保健医療対策課でございます。

平素は、本市保健衛生行政に御理解、御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

メールにてお問い合わせいただいた件につきまして、次のとおり回答させていただきます。

当課では、医療法に基づき、管理者の監督義務や清潔保持の状況、構造設備等について、医療機関が遵守すべき基準に違反するおそれが認められる場合には、必要に応じて検査及び指導を実施しております。

今回、お問い合わせいただいたカルテの管理につきましては、廃止された医療機関であっても管理責任は医療機関となります。

当該医療機関がすでに廃止され連絡が付かないのであれば、その事情を障害年金の申請先窓口にてご相談してはどうかと考えます。

今後とも、本市保健衛生行政にご理解、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

【本件に関するご質問・お問合せ先】  
〒545-0051  
大阪市阿倍野区旭町1-2-7-1000  
あべのメディックス10階  
大阪市保健所保健医療対策課  
医療指導グループ（TEL:06-6647-0679）